

## 抜本的な赤潮対策と被害への救済措置を求める意見書

魚価の低迷、消費の落ち込みにより、養殖漁業を取り巻く環境は厳しい経営状態にあり、さらに、近年の赤潮の多発による被害が養殖漁業経営に追い打ちをかけている。

しかしながら、頻発する赤潮被害への対策は万全でなく、救済の枠組みも十分ではないため、養殖漁業者は自己責任・自助努力による再生を求められている。

もとより経営が厳しい中での赤潮被害は養殖業者にとって大きな痛手であり、自助努力による再生には限界がある。

水産業は地域経済・雇用を支える重要な産業であり、水産業の壊滅的な打撃は地域経済全体に悪影響を及ぼしている。

よって、国においては、抜本的な赤潮対策と被害への救済を行うため、早急に下記の対策に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 赤潮により養殖漁業に甚大な被害が発生した場合には、災害対策基本法第2条第1号に規定するその他の異常な自然現象として激甚災害に認定・救済し、その費用は国において措置すること。
- 2 赤潮被害を受けた養殖業者などへの万全の救済措置と、金融支援の充実を図ること。
- 3 近年赤潮被害が多発している現状に鑑み、赤潮発生メカニズムを早急に解明し、県域を越えた協力体制を構築する等赤潮の予防・防除対策に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	西岡武夫	様
内閣総理大臣	菅直人	様
内閣官房長官	仙谷由人	様
農林水産大臣	鹿野道彦	様
防災担当大臣	松本龍	様
財務大臣	野田佳彦	様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎	様